諸塚村立諸塚小学校 いじめ防止基本方針



平成30年2月1日

目 次

1	はじめ	に				•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	いじめ	の定義				•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	いじめ	未然防」	Ŀ			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1)未然	防止に使	系る者	きえた	ī																			
(2) 生徒	指導の	3 機能	とを 耶	えり.	入才	てた	:授	業:	推	焦													
(3)学校	行事には	おける	る取組	1																			
(4)道徳	· 特別》	舌動・	児童	が	主作	本と	な	つ	た	舌真	動に	にお	け	る	取	組							
(5)諸塚	対ふれる	あい孝	対育に	お	ける	3耶	組																
(6)職員	研修には	おける	5取組	1																			
(7)保護	者への昂		就学	羊前	のフ	ガイ	ダ	ン	ス														
(8) イン	ターネッ	ット」	このい	じ	め~	\T.	対	策															
4	早期発	見・事象	案対处	几		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1)早期	発見・事	事案対	寸処に	係	るぇ	考え	方																
(2) アン	ケートと	と教育	育相談	{体	制																		
(3) いじ	めを認知	印した	こ際の)対:	処																		
5	学校い	じめ防」	上プロ	ュグラ	シム		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
6	早期発	見・事績	案対处	几のマ	二	ユ	アル	/		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
7	学校評	価の評価	西結果	 人	ŧとi	改善	婱		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(1)学校	基本方針	計と評	平価項	目	<i>0</i>) 7	<u></u>	-ム	~°,	;	ジュ	や参	豬	日	等	に	お	け	る:	公:	表			
(2)学校	評議委員	員会と	この連	携																			
(3)評価	i結果と耳		女善に	[つ]	ر را در را	(O)ホ	<u> </u>	ム・	~;-	ーシ	ジ等	:1C	ょ	る	公	表						
8	重大事	態への対	付処			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(1)重大	事態の担	足えナ	Ī																				
(2)村教	育委員会	会との)連携	医步																			
9	学校以	外の相談	炎窓口]		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
									関	連	資	料												
) L)P	め早期乳	※目 a	つ <i>た </i> お	S (D)	千.	- V	・カ	11	フ	L												1	Λ
C		いよしアン			, v ,		エッ ・・・							•										
_	_	・トフルラ			1 —		. •		•															
	, , , —	トノル	ノユツ	ノンス	, —	1,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Τ	4

諸塚村立諸塚小学校 いじめ防止基本方針

平成30年2月1日改定

1 はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害しその 心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は 身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、宮崎県及び諸塚村いじめ防止基本方針を受け、児童の尊厳を保持する目的のため、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づきいじめの防止いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児 童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの未然防止

(1) 未然防止に係る考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

(2) 生徒指導の3機能を取り入れた授業推進

児童に達成感や充実感を味わわせるための分かる授業や、生徒指導の3つの機能(自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係)を取り入れた授業を推進する。

(3) 学校行事における取組

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

(4) 道徳・特別活動・児童が主体となった活動における取組

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

なお、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くために、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、あいさつ運動、ボランティア活動などに対する支援を行う。

なお、加えて、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーシ、ヨン能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

(5) 諸塚村ふれあい教育における取組

諸塚村内の小中学校では、「諸塚はひとつ」を合い言葉に、さまざまな小小連携・小中連携を行っている。諸塚村全体で子どもを育てていくという強い意識や自覚をもち、以下のような具対的な取組を行っていく。

ア M1学習・・村内の同学年の集団が、様々な行事にかかわる経験や体験のなかで絆づくりが進めていけるよう、教師は共に支え合い、協力し合い、助け合う場や機会を意図的に設ける。

イ M2学習・・「協働で学ぶ喜び」や「自発的な思いや行動」が児童一人一人に得られるように、 学習の内容や指導の工夫を行う。

- ウ M3学習・・小学校高学年と中学生との交流や合同学習を通して、心や体の不安を解消するため、事前・事後の指導を丁寧に行う。
- エ M4学習・・村内の教職員が、児童生徒の課題を共有し、各小学校と中学校が一貫した指導を進めるような研修内容に取り組む。

(6) 職員研修における取組

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修を充実し、教職員の資質能力の向上を図る。

また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用したり、県版資料「いじめ・不登校等諸問題への対応」等を参考にしたりするなどして、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

(7) 保護者への啓発、就学前のガイダンス

保護者に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。また、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(8) インターネット上のいじめへの対策

児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。

その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。また、携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

4 早期発見・事案対処

(1) 早期発見・事案対処に係る考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状

態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少な くとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この 目安にかかわらず、村教育委員会又はいじめ不登校対策委員会(ハートフル委員会、以下同表記) の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するま では、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止ん でいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、ハートフル委員会において、「解消している」状態に至っているかを確認し、一部の 教職員のみではなく、組織的に判断するようにする。

(2) アンケートと教育相談体制

ア 毎月 (8月を除く年間 11 回) なかよしアンケートと教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、日常的な観察により、気になる児童がいた場合は随時教育相談を行う。(※アンケート用紙・早期発見のためのチェックリストは別葉)

- イ 年3回、保護者に対してハートフルチェック(保護者による児童観察)を実施し、児童の「小さなサイン」に早めに気づくことができるようにする。(※チェック用紙は別葉)
- ウ 特に必要な場合は、児童が希望する教職員や臨床心理士等が対応できるよう努める。
- エ 児童からの相談において、児童からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員 に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理 解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- オ 短時間で正確な事実関係の把握をするため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長 の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。
 - 把握すべき情報例
 - 誰が誰をいじめているのか(加害者と被害者の確認)
 - ・ いつ、どこで起こったのか (時間と場所の確認)
 - どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか(内容)
 - いじめのきっかけは何か(背景と要因)
 - いつ頃から、どのくらい続いているのか(期間)

(3) いじめを認知した際の対処

ア ハートフル委員会の組織・運営

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、ハートフル委員会への報告を行わないことがないようにする。

ハートフル委員会の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、村教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。

イ 保護者への説明、関係機関との連携

加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との 連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

ウ 加害者、傍観者に対する支援

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

エ 具体的な対応

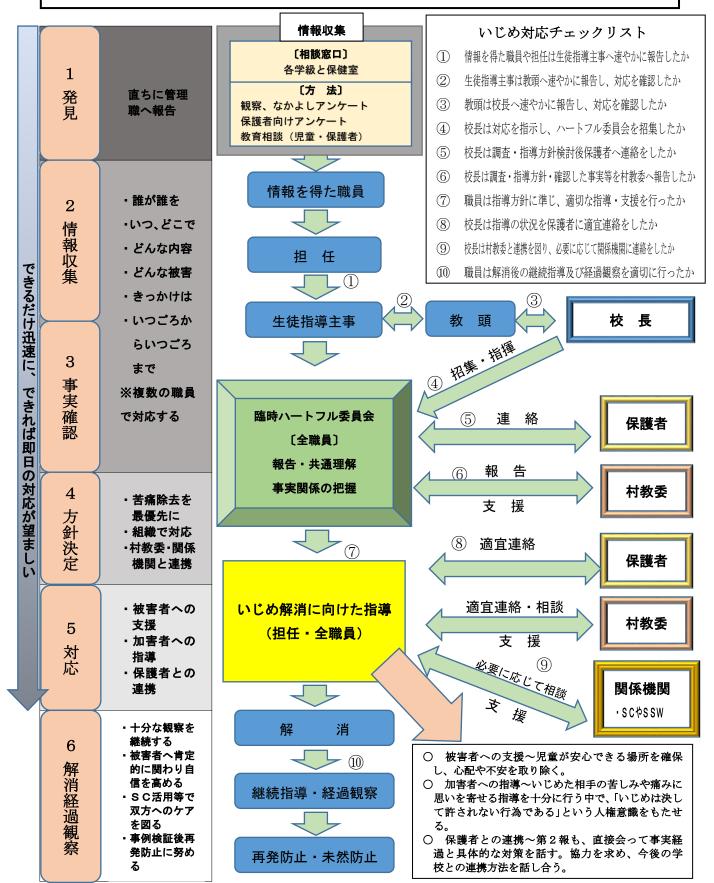
工 具体的]/よ刈心	
	児童に対して	保護者に対して
い じめられ た児童に対 して	 事実確認をするとともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。 「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。 必ず解決ができる希望をもてることを伝える。 自信をもたせることばなどをかけ、自尊感情を高めるようにする。 	 発見したその日に、管理職と担任が家庭訪問等で保護者に会い、現時点の事実を伝える。 指導方針や随時事実の報告などを誠意をもって伝えていく。 保護者のつらい気持ち・不安な気持ちを共感的に受け止める。 家庭と学校が連携して、解決へ向け取り組むことを伝える。 家庭での子どもの些細な変化にも注意してもらい学校へそのことを伝えるように依頼する。 禁句子どもさんも悪いところがある。/家庭での甘やかしが問題。/学級ではいじめはない。
い じめた児 童に対して	 いじめた気持ちや状況などについて十分間き、児童・生徒の背景にあるものにも目を向け指導をする。 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 	 管理職と学級担任など複数で保護者と会い、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を一緒に考え、それを依頼する。 子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え具体的な助言を与える。
周りの児童 に対して	 当事者だけの問題とせず、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを 抑止する仲裁者への転換を促す。 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体へ示す。 見て見ぬ振りをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。 いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。 	・ いじめへの取組を、年間を通して保護者に知らせ、日頃から信頼関係を築き、協力が得られる関係づくりをする。

5 学校いじめ防止プログラム

		4	月	5	月	6	月	7	月	8	月	9	月	10	月	11	月	12	月	1	月	2 月	3	月
	学校行事	入学式		春の遠足 寿会の方 ウォーク	ことの							運動会(注合同)	幼稚園と	サツマイモ (幼稚園と		収穫祭						学習発表会	お別れ	
未然防止の	道徳・特活	新学年7(学級活		通学路安 作成(学)												いじめ未: のための 活)						弁当の日事前 導(学級活動)	Ē	
	た活動と	委員会沒	舌動	委員会活	動	委員会活	動					運動会 委員会活	動	朝のオ ティア・ 的な係	日常	委員会活 感謝ふれ 会				委員会活	舌動	委員会活動	お別れ	会
取組				M2学習		M2学習 M3学習 M4学習		M2学習 (子どもi		合同研修				M2学習 M1学習 宿泊学習 行	・修学旅	C学習発 M2学習 M3学習 M4学習	表会			M2学習	1	M2学習 M3学習		
	の域・携保	校経営記	が 止基本 公開(ホー			ハートフノ	レチェック	授業後0 談会	育学級(人	人権月間	間の取組					ハートフノ	レチェック	人権週間	の取組			ハートフルチェッ	ク 評価結	果の公開
	期	なかよしア	'ンケート	なかよしア	ンケート	なかよしアン		なかよしア	ツ ケート	なかよしア	ンケート	なかよしア	ンケート	なかよしアン	ケート	なかよしアン		なかよしアン	ケート	なかよしア	'ンケート	なかよしアンケート ハートフルチェック	なかよし	アンケート
	発 見	ハートフル	委員会			ハートフル	委員会	幼小合同. 委員会	ハートフル			ハートフル	委員会			ハートフル	委員会			幼小合同/ 委員会	ハートフル		ハートフ	7ル委員会
じ が 対	へい かり 上の			ネット利用の実態把								-						情報モ [:] 関する						
	員	成 村・学校し	修計画の作 いじめ防止 の共通理解					夏季休美権教育研	業中の人 研修	情報モラ	ル研修							人権週間 冬季休業 修(事例研	中の研					いじめ問 組の成果 '
	評価					第1回学 者評価委		職員へのケート	のアン			第2回学 者評価委				保護者・リ				第3回学者評価委			学校評	価書公開

9

◎方針決定までを迅速に ◎指導は慎重に ◎一人で抱え込まず、学校全体で対応



7 学校評価の評価結果公表と改善

(1) 学校基本方針と評価項目のホームページや参観日等における公表

策定した学校基本方針については、ホームページへ掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校評議委員会との連携

学校評議委員会において、学校基本方針に基づく学校の取組について評価を受け、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について連携した対策を推進する。

(3) 評価結果と取組改善についてのホームページ等による公表

いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況 を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図 り、ホームページ等に公表する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の捉え方

ア 重大事態とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」を受けている状況と捉えることとする。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- イ 児童が一定期間、連続して欠席し、いじめが疑われるような場合には、年間30日を目安と しながら、村教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ウ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時 点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、 重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- エ 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性か あることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意す る。

(2) 村教育委員会との連携

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は村教育委員会を通じて村長に、事態発生について報告する。

- イ 調査の趣旨及び調査主体について
 - (ア) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに村教育委員会に報告する。
 - (イ) 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、村教育委員会が主体となって行う場合が考

えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結 果を得られないと村教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれ があるような場合には、村教育委員会が調査を実施する。

- (ウ) 学校が調査主体となる場合であっても、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、 村教育委員会からの必要な指導、また、人的措置も含めた支援を受ける。
- ウ 調査を行うための組織について
- (ア) 村教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に 係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- (イ) 学校が調査の主体となる場合、ハートフル委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- エ 事実関係を明確にするための調査の実施
- (ア) 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ (いつ頃から)、誰から行われきどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童 の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実 関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- (イ) 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する ものとする。
- (ウ) 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と村教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- (エ) 当該調査を実りあるものにするために、村教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- (オ) 村教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 9 学校以外の相談窓口(児童・保護者へ周知)
- ◎ 県教育研修センター ふれあいコール 月~日(祝日、年末年始等は休み)8:30~21:00 版0985-38-7654、0985-31-5562
- ◎ 県中央福祉センター こども・ほほえみダイヤル 通年(土・日、祝日休みなく)9:00~24:00
- ◎ 宮崎県警察 ヤングテレフォン 日向警察署 №0982-53-6860 毎日24時間
- ◎ 法務局 子ども人権110番 ™0120-007-110)
- ◎ インターネット人権相談(「こどもじんけんSOS-eメールで検索)
- ◎ ネットいじめ目安箱 県研修センター(目安箱サイトは24時間受け付け)

いじめ早期発見のためのチェックリスト いじめている子 いじめられている子 □ 多くのストレスを抱えている ふだんの行動や表情から □ わざとらしくはしゃいでいる □ 家や学校で悪者扱いされていると思 □ おどおど、にやにや、にたにたしている っている □ みんなの行動を気にし目立たないように □ あからさまに教師の機嫌をとる している □ 特定の子にのみ強い仲間意識をもつ □ 下を向いて視線を合わせようとしない □ 教師によって態度を変える □ 遅刻・欠席が多くなった □ 教師の指導を素直に受け取れない □ グループで行動し、他の子に指示を □ ときどき涙ぐんでいる □ 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる 出す □ 悪口を言われても愛想笑いをしたりする □ 他の子に対して威嚇する表情をする 授業中や休み時間の様子から □ 活発に行動するが他の子にきつい言 □ 発言すると友達から冷やかされる 葉をつかう □ 一人でいることが多い □ 班編制の時に孤立しがちである □ 教室にいつも遅れて入ってくる □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増えている いじめが起こりやすい集団 □ 教師の近くにいたがる □ 教師がほめると冷やかされたり、陰口を □ いつも誰かの机が曲がっている 言われたりする □ 教師がいないとそうじがきちんとで 給食時間の様子から きない □ 好きな物を他の子にあげることがある □ 掲示物が破れていることがある □ 他の子どもから机を離そうとする □ グループ分けをすると特定の子が残 □ 食事の量が減ったり食べなかったりする る ① 食べ物にいたずらされる □ 班にすると机と机の間に隙間がある その他 □ 特定の子に気を遣っている雰囲気が □ 持ち物や机などに落書きされる ある □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする □ 学級やグループの中で絶えず周りの □ 理由もなく成績が突然下がる 顔色をうかがう子がいる □ 服や持ち物に靴の跡がついている □ 自分たちのグループでまとまり、他 ボタンがとれたり、ポケットが破れてい を寄せ付けない雰囲気がある たりすることがある □ 授業中、教師に見えないように消し □ 手や足にすり傷やあざがある ゴム投げをしている。 □ 本人のけがの状況と理由が一致しない

なかよしアンケート10月

1年の後半に入りました。学校は、楽しいですか?園ったことはありませんか?

次の質問を読んで、一番あてはまる答えを選んでください。答えは、あなたが人に語さないかぎり、ほかの人に、もれることはありません。みなさんといっしょに、楽しい学校をつくりあげていくためのアンケートです。 本当のことを教えてくれるとうれしいです。

(2 C 1 1 2 2 1 1 2 1 . C 9 .	
友達から ひやかされたり、からかわれたり していませんか?	よくある・ときどきある・ない
なかまはずれにされたり、むしをされたり していませんか?	よくある・ときどきある・ない
友達に いやなことを 言われていませんか?	よくある・ときどきある・ない
わけもなく、たたかれたり、らんぼうなことをされたりしていませんか?	よくある・ときどきある・ない
そうじや当番の仕事をおしつけられたことがありませんか?	よくある・ときどきある・ない
がっこう たの 学校は、楽しいですか?	とても楽しい・まあまあ楽し い・楽しくない
まいきん がっこう い 最近「学校に行きたくない」と思うことがありますか?	よくある・ときどきある・ない
がっこう 学校は、あなたにとって、安心できる場所ですか?	とてもできる・まあまあできる・ できない
最近、1週間くらいの間に、クラスの人や他のクラスの人 に、うれしい言葉(すごいね、がんばったね、だいじょうぶだ よ、うまいね、できるよ、さすが・・・・など)をかけられたことが ありますか?	よくある・ときどきある・ない
あなたのまわりに、いやなことをされたり、言われたりして、つらい気持ちで生活している人はいませんか?	いる・いない
最近、1か月くらいの間にしてはいけないことや、きけんなこ	いた・いない
じぶん なまえ か	なまえ
しんぱいなこと、こまったこと、つらいこと、こうしてほしいなとおもうことなど、せんせいに、はなしたいことはありませんか?どんなことでもおしえてね。	ここに書いてね。
あなたはじぶんのことがすきですか。 どちらかに○をつけてね。	はいいえ
	かかまはずれにされたり、むしをされたり していませんか? を養症 いやなことを 言われていませんか? わけもなく、たたかれたり、らんぼうなことをされたりしていませんか? そうじや当番の仕事をおしつけられたことがありませんか? 学校は、楽しいですか? 「夢校は、あなたにとって、安心できる場所ですか? 「最近、「週間くらいの間に、クラスの人や他のクラスの人に、うれしい言葉(すごいね、がんばったね、だいじょうぶだよ、うまいね、できるよ、さすが・・・・など)をかけられたことがありますか? あなたのまわりに、いやなことをされたり、言われたりして、つらい気持ちで生活している人はいませんか? 最近、1か月くらいの間にしてはいけないことや、きけんなことをしている人はいませんでしたか? 自分の名前を書いてもいいと 思う人は、書いてください。 しんぱいなこと、こまったこと、つらいこと、こうしてほしいなとおもうことなど、せんせいに、はなしたいことはありませんか?どんなことでもおしえてね。あなたはじぶんのことがすきですか。

]

○ ご家庭でお子さんを見ていて、気になる行動等はありませんか?○(目立つ)、△(気になる)、何もない場合は空欄でチェックをお願いします。「小さなサイン」に早めに気づき、学校と家庭とが連携して子どもたちを見守り、必要な支援をしていきたいと思います。

	項目内容	○・△・空欄
1	朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。	
2	食事の時、食欲がなかったり、だまったまま食べたりする。	
3	学校や友達の話題が減った。	
4	家族の小さな言葉にいらいらしたり、言葉遣いが乱暴になったりしてきた。	
5	ひんぱんに電話(メール)がかかってくるようになった。	
6	学校から帰ってきても、外出しないようになった。	
7	表情がさえず、おどおどした様子が見られるようになった。	
8	家族との接触をさけ、何か隠しているような気配が感じられる。	
9	学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたり、汚れたりしている。	
10	「転校したい」「引っ越ししたい」と言うようになった。	
11	衣服に汚れや破れ、体に擦り傷などが度々見られる。	
12	靴、かばん等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりしているようである。	
1 3	3~15はお子さんに聞いていただき記入をお願いします。	
13	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしているようである。	
14	遊びの中でいつも同じことをやらされるようである。(かくれんぼの鬼など)	
15	仲間に入れず、1 人でぽつんと過ごすことが多い。	
16	学習面で何か気になることはありませんか。	

項目以外で何か気になる点等がございましたら、お書きください。

今回、教育相談を希望されますか?どちらかに○をつけてください。

希望する

希望しない